平成21年12月14日 市民環境部長決裁

(趣 旨)

第1条 この要領は、千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱(平成21年12月14日市長決裁。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(住宅の定義)

- 第2条 要綱第2条に規定する当該住宅が完成している場合で購入予定のものとは、次の とおりとする。
 - (1) 中古住宅
 - (2) 建売住宅供給者等が販売する住宅
- 2 前項に規定される住宅のうち、機器付住宅を購入する場合、補助対象となる機器の設置年月日は当該補助金の申請から1年以内の新品に限るものとする。

(補助対象機器の要件等)

第3条 要綱別表1に規定する補助対象機器の機器要件及び補助範囲は、次のとおりとする。

対象機器	機器要件	補助範囲
太陽光発電システム	・低圧配電と逆潮流ありで連系していること ・電力会社と電灯契約を結ぶこと ・発電出力が 10kW 未満の設備であること ・日本工業規格等で認められていること ・未使用であること (中古品は不可)	太陽電池モジュール、架 台、インバータ、保護装 置、接続箱、直流側開閉 器、交流側開閉器、配線・ 配線器具購入据付、設置 工事に係る費用
太陽熱利用システム	・太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用するソーラーシステムであること・日本工業規格等で認められていること・寒冷地仕様であること・未使用であること(中古品は不可)	集熱器(一体型のものに あっては集熱部及び貯湯 部)、架台、蓄熱槽、配 管、配線、配線器具、そ の他附帯機器等の購入、 据付、設置工事に関する 費用

2 前項の規定にかかわらず、ちとせプレミアムリフォーム券及び国の補助金等を利用して設置する補助対象機器については、補助金の対象としない。

(受付期間)

第4条 要綱第8条に規定する補助金の補助金の交付申請に係る受付期間は、別に定める。

(補助金の交付)

- 第5条 要綱第13条に規定する補助金の交付は、補助金請求書に記載されている金融機関 の口座に振り込むことを原則とする。
- 2 補助金の交付が口座振込みによりがたい事情がある場合は、申請者本人に対して、現金により支給できるものとする。
- 3 前項の規定による現金による給付を受ける者は、指定された期日等に来庁し、補助金の支給を受けることができる。ただし、来庁者が本人かどうかを次に掲げる本人確認書類2つ(第1号、第2号にあっては1つ)の提示を求め給付時に本人であることを確認

する。

- (1) 運転免許証、旅券及び官公庁発行の身分証明書
- (2) 住民基本台帳カード、個人番号カードまたは外国人登録証明書
- (3) 健康保険証
- (4) 年金手帳
- (5) その他市長が必要と認める書類(社員証や診察券などで本人の氏名・生年月日が確認できるもの)

(財産処分の定義)

- 第6条 要綱第14条に規定する財産処分の定義については、次のとおりとする。
 - (1) 売却:補助対象財産の所有者の変更
 - (2) 譲渡:無償による補助対象財産の所有者の変更
 - (3) 交換:補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
 - (4) 貸与:補助対象財産の所有者を変更することなくリース又はレンタルで貸し付けること
 - (5) 廃棄:補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること
 - (6) その他:補助対象財産を担保に供すること等

(手続の代行等)

- 第7条 補助金を申請しようとするものは、対象機器の販売または設置する者に対して、 補助金申請の手続の代行を依頼することができる。ただし、市長への申請に際して委任 状を提出するものとする。
- 2 手続の代行を依頼されたものは、補助金の申請に関わる一切の手続について誠意をもって実施するものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月5日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月4日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月26日)

この要領は、平成28年9月26日から施行する。

委 任 状

平成 年 月 日

千歳市長 様

私は、

代理人

を代理人と定め、千歳市エコチャレンジ補助金の

手続に関する権限を委任します。

注)この委任状による権限の委任ついては、「千歳市エコチャレンジ補助金請求書」の記名押印以外の書類について有効であるとともに、補助事業に係る審査及び検査等並びに是正等の指示について一切の責任をもち、委任者と市との間の調整を行います。

